

第3回

多重債務者対策本部有識者会議

2007年2月22日

金融庁 総務企画局

○吉野座長 多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきたいと思います。

今日は皆様のご都合によりまして、最大限合う時間がこの時間になったそうでございますので、非常に変則的な時間で恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回の会合も前回の会合に引き続きまして、報道関係の方々が傍聴されておりますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

また、本日は文部科学省より、生涯学習政策局に加えまして、初等中等教育局の上月教育課程担当リーダーにもご出席をいただいております。それから、委員といたしましては、橋木先生が今日初めてご出席ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日の次第でございますが、前半は日本司法書士会連合会の消費者教育への取組みにつきまして、日本司法書士会連合会の境理事からご説明をいただくことになっております。それから、その説明の後、金融経済教育につきまして皆様から討論していただきたいと思います。さらに、後半の部分では議論に区切りをつけるということでございますので、事務局からこれまで2回の有識者会議で出されました主な意見につきまして説明していただきたいと思います。そして、残りの時間を使いまして皆様に討論していただき、さらに議論を深めたいと考えております。

それでは最初に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○大森信用制度参事官 配付資料について申し上げます。

まず、本日ご説明いただく司法書士会から、「司法書士会の消費者教育への取組み・地方自治体の多重債務問題への今後の対応について」という資料、また、皆様の席上にはこの冊子、「司法書士による初等中等教育実施マニュアル」が配付されております。

事務局からの資料は3点ございまして、まず、ただ今座長からご紹介がありました前2回で出された意見をまとめたもの、及び今般、後ほど簡単にご紹介いたしますが、総務省のご協力をいただきまして、各自治体の取組みについてアンケートをすることにいたしましたので、その調査票をお配りしております。さらに、第1回会議の資料のうち、本部における検討事項の関連部分を資料3-4としてお配りしております。

最後に、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会から「ヤミ金融対策マニュアル」資料3-5が提出されておりますので、ご議論の参考にしていただければと存じます。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご覧になりまして右側にお座りの、日本司法書士会連合会の境理事から、まずご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○境理事 ただ今ご紹介いただきました、日本司法書士会連合会理事の境でございます。

本日は意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私どもが用意いたしました資料の方は3-1のレジюмеと3-1の参考資料、これに基づきまして、消費者教育の取組みと地方自治体の多重債務問題の今後の対応ということで、私ども司法書士会の取組みと考え方等についてご説明をさせていただきます。

初めに、司法書士会についてでございますが、司法書士は全国で1万8,648という数字がレジюмеの方に記載されておりますけれども、これは参考資料の1ページをご覧くださいますと、正確には個人の会員が1万8,439の他に法人会員というのがございまして、これが209で、合わせて1万8,648という数値になっております。

司法書士会は47都道府県に50の司法書士会がございます。これは、47都道府県のうち北海道は4つの司法書士会がございますので、47プラス3ということで50の司法書士会となっております。

参考資料の1ページの東京都のところを見ていただきますと、1万8,648に対しまして2,781と、一定数の会員が東京に集中しているということが事実でございますけれども、弁護士さんに比べますと、弁護士さんは2万3,000有余に対してほぼ半数が東京におられるということで、弁護士に比べますと一極集中はそれほど多いというわけではなく、全国に大体満遍なく会員数を有しているという状況でございます。

2番目の日司連の消費者教育への取組み状況ということで、これにつきましては、実施方法といたしまして、高校、中学、短大等々に出張しまして講義を行うという形式をとっております。この内訳等々の細かいことにつきましては、参考資料の3ページ以下19ページまで、どのようなところに出向いているのかということについて記載をしておるところでございます。

対応教科につきましては、様々な教科にまたがっているわけでございますが、家庭科、社会科、総合学習、ホームルーム等々、それぞれ工夫をしてその時間内に、学校教育においては講義を行っているという状況でございます。

実施件数につきましては、合計で586という数値になっておりますが、これは586校、正確に言いますと、例えば1年生、3年生というように時期を分けて行うときもございまして、校数というよりも回数とご理解をいただければと思っております。

大阪では54というように50を超えるところもございまして、残念ながら未実施のところも都道府県によってはあります。学校別の内訳につきましては、高校が圧倒的に多く、586のうち562回が高校、中学校は大分少なくなって10回、あとは大学、養護学校等々で講義を行って

るという状況でございます。

これは平成17年度の数値でございますけれども、50の司法書士会のうち39の司法書士会で実施しております。今年度は未実施の司法書士会で開催されておりますので、今年度はこの数値を上回ることになると思っております。

学校教育の他に、社会人に対しても消費者教育というものを実践しております。具体的に申し上げますと、PTAの会合や老人会等において、これは全国で39回、平成17年度に実施しております。この詳細につきましても資料の3ページ以下に、各司法書士会の実施したものの詳細をつけておりますので、こちらをご覧くださいだければと思います。

実施内容としましては、主なテーマは契約、悪質商法、割賦販売、金利問題等というものが多く、これは学校側の方のニーズというものもございまして、このようなものの説明をしているというところになります。講義方法につきましては、単に講義をしてもわからないという部分がございますので、寸劇やビデオを交えてそれに対しての解説をするという方式をとっているものが非常に多うございます。これにつきましても資料集の3ページ以下に記載しております。

具体的な教材につきましては、私ども日司連の方で統一教材という形で作っているわけではございませんで、それぞれの司法書士会や講師を行う司法書士がオリジナルのテキストを作った対応しているというのが現状でございます。

今日、お手元に冊子をお配りしておりますが、これはいわゆる講師用のマニュアルということで、司法書士会の方に送付をして、これに基づいてオリジナルのテキストを作ってください、それで対応しているという状況でございます。具体的なテキスト等につきましては、例えばこの冊子の一番後ろを開けていただきますと、これは大阪司法書士会で作成しておるものですが、漫画悪質商法というものです。非常にわかりやすく説明するためには、やはり悪質商法、契約とは何かという部分が非常に重要でございますので、契約についてまず説明をし、それと具体的な悪質商法等々についてこのように漫画を用いて説明しているテキストでございます。その他、テキストのサンプルといたしまして、31ページ以下に資料を入れておりますが、全てが漫画を使っているわけではございませんで、図を使って説明するといった形もっております。

具体的な講義の内容等につきましては、本来はビデオ、DVD等でお示しすればよろしいのですが、資料集の21ページに具体的なシナリオとございますか、授業の流れを記載しているものがございます。こちらの事例につきましては進学校でございまして、例えば金利の説明についても、生徒さんに具体的に金利を計算してもらおう等々のやり方をもって説明しているという状

況でございます。

これは標準的な説明の流れということになりますけれども、基本的には学校の教員の方に説明をしていただき、それについて専門的なところにつきまして私ども司法書士の講師が説明をし、それで生徒さんに色々考えていただく、という形でやっております。やはり教員の方と一緒に進めていくというやり方が非常に効果的でございますので、司法書士が一方的に何かお話をするのではなくて、教員の方にも加わっていただいて簡単な説明や、また取りまとめ等をしていただくという形になっております。

さらに、28ページに生徒の方の感想等が載っております。一番下の方に、例えば利息に関して言えば制限利息など知識があるのとないのとでは全く違うと実感し、もっと学びたいと思ったと積極的な回答をいただいているわけでございますが、こちらのケースにつきましては進学校でございまして、自分で金利の計算をするというようなことにも対応できるような形になっております。

私どもの方も、基本的な進め方というものはマニュアルを作っておりますが、マニュアルどおりに進めて必ずしも効果的というわけではございませんで、やはり進学校と、就職をされる生徒さんが多い学校等々では、生徒さんの方の対応もかなり違ってまいりますので、必ず事前にヒアリングを行い、例えば金利の計算等々はあまりちょっと対応がよろしくないというような状況が事前にわかっているのであれば、例えば三択で問題を出して、選択肢の1つを、例えば「アンケートをとるのに名前や電話番号を知られたくないので書かない方がいい」として、あとはありえない選択肢を2つ並べて、「名前や電話番号を知られたくない」というところにみんなが丸をつけて、解答してもらおうというような形をとっております。学校の状況、生徒さんの状況等々、もちろんニーズというものもございまして、それに対応して授業に参加してやっているとこの状況でございます。ですから、基本的なもののマニュアルというものもございましてけれども、同じ、例えば金利の問題にしる、悪質商法の問題を取り上げるにしる、個別個別の学校によって対応を違える形でやっております。それが私どもの現在の取組みでございます。

日司連の消費者教育について、今後の予定ということになりますが、これにつきましては高校生向けのDVDの作成に今入っているところでございます。これは可能であれば文部科学省さんの選定をいただいて、きちんとしたものができるように企画、制作をしているところでございます。それと、未実施の司法書士会がございまして、47都道府県全てで実施ができるように各司法書士会に協力をし、また私どもの方から講師養成の研修等を行いつつ対応しておる

ところでございます。

それと、あとはやはり模範教材というものが必要になりますので、それを用意して対応していくということが必要でございますので、そのような準備をしているというところでございます。

4番目の、レジュメの4の「国等の消費者教育の今後の取組みについて」ということで、こちらは私どもの意見ということになりますが、やはり消費者教育につきましては、幼児期から成人までの体系的な生涯教育が必要であると考えております。これにつきましては内閣府の国民生活局で、消費者教育の体系シートというものをお作りになっているようでございまして、私どもこれを拝見させていただいているところでございます。今日は資料の用意はしておりませんが、例としてやはりそのような取組みが必要であると考えております。

それと、これはやはり私どもとしても強く申し上げたいところであり、また、あちらこちらから私どもの方にも、そのような取組みが必要だという声が届いておりますが、これは学校教育のカリキュラムに組み込んでいただく必要性を感じているところでございます。これは衆参両院の附帯決議におきましても、学校教育に組み込むことが明記されているわけでございますので、是非これは実現していただきたいと考えているところでございます。また、学校教育という場面におきまして、大学となると非常に難しいことがあると理解はしておりますけれども、レジュメに記載のとおり大学においても、生協等によってクレジットカードを取得し利用する場面があるわけでございますので、これはやはりカリキュラムに組み込む必要があると感じているところでございます。特に、クレジットカードを取得します入学時の早い時期と、また社会人となる卒業時、こちらの部分については必ずそのような教育を行うことが必要であろうと感じているところでございます。

それと、これもやはり一つの大きなテーマでございますけれども、学校の教科書に関しまして、この有識者会議でも学習指導要領の記載事項について資料が出ておりましたけれども、例えば金利の概念のような抽象的なものではなくて、消費者として健全な生活が送れるように具体的な記述が必要であると考えております。レジュメでは金利の怖さなどという表現をとっておりますけれども、やはり事実を知らせることが一番大事でございますので、一定の金利で借金をするというのはどういうことなのか、それと、多重債務に陥った場合には債務整理があるというようなことについて、具体的な記述が必要だろうと考えておるところでございます。教科書に記載しろということになりますと、教科書は業者が作るものでございますので、業者側の問題ですよということになってしまうかもしれませんけれども、私どもの申し上げた

いことは、もうちょっと突っ込んで言えば、学習指導要領なり教科書検定基準に、そのような形で具体的な記述をするということを明記していただきたいと希望するところでございます。

それと、教科書以外の教材の適正さを担保するというのも必要だと考えておるところでございます。これは、貸金業法改正の国会の審議の中で、消費者金融連絡会が企画した消費者教育のビデオが家庭科の教材として文科省選定を取り、問題視されたことがあったと記憶しているところであり、私どもはそのビデオを拝見しているところでございますが、やはり業者さんのお作りになったものであれば、メリット・デメリット、特にデメリットの部分がどうしても事実として伝えるということが困難であると理解するところでございますので、やはりそのようなもので消費者教育を行うことはなかなか難しいと感じているところでございます。

第三者という立場でそういったものを作るべきであるということは、国会審議の中で指摘があるところでございますので、私どもとしては、現在取り組んでいるところでございます。

それと、学校教育の場面におきましては、教員養成課程においてもカリキュラムに組み込んでいただく必要があろうと考えているところでございます。私ども司法書士や弁護士といった専門家が対応するということももちろん重要でございますが、やはり中心となりますのは教員の方でございますから、教員の方がしっかりとした意識を持って対応ができることが必要でございますので、教員養成課程においてもカリキュラムに組み込んでいただく必要性を感じているところでございます。では既存の教員の方はどうするのだという部分がございしますが、これにはやはりセミナーを受講していただくなりして、そういった基礎的な知識を積極的に授業に取り込んでいく意識改革が必要でございますので、そういったセミナーなりが少なくとも必要であろうと感じているところでございます。

それと、学校教育ということと対比をいたしまして、家庭教育においても、当然のことながら消費者教育は必要でございますので、親御さん、保護者の方に対する消費者教育が必要であらうと感じているところであり、私ども司法書士会だけではなくて、弁護士会や様々な団体においてPTAに対する消費者教育、これは確か岩手の方の、第2回のヒアリングでも親子で教育をするというようなご説明があったと思いますが、やはりこういったものを積極的に、親御さんに対してもそうですし、親子あわせて教育という部分を進めていくということが非常に必要であろうと理解しているところでございます。

それと、多重債務問題の解決に資する総合的かつ効果的な消費者教育を推進するために、各省庁の連携協力の強化充実が必要ということを書かせていただいておりますが、これにつきましては、今回の貸金業法の附則の66条に政府の責務というものがございまして、これは関係各

省庁相互間の連携を強化して、多重債務問題の解決のために資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとなっておりますので、これは是非とも推進していただきたいと思っております。この点につきましては、既に関係省庁の消費者教育会議というものが昨年の秋に開催され、そのような取組みがなされているということは承知はしておるところでございます。各省庁、今のところはそれぞれの所管で例えばテキストをお作りになり、進めていくというわけでございますが、現場の方からは、どの教材を使って対応すればいいのかわからないという声もあるところでございますので、少なくとも、今回のテーマでございます金融経済教育におきましては、金融庁さんが事務当局ということでございますので、金融庁さんの方の主導によって教材作成等を進めていただく必要があると考えているところでございます。

また、各省庁の連携はもちろん大事なことでございますが、司法書士会や日弁連、消費者団体等といったところと、官民一体となった取組みが必要であろうと感じているところでございます。

消費者教育についてはそういうところでございますけれども、一つだけ申し上げたいのは、消費者教育を実践したからといって、やはりそこに漏れてくる部分があるわけでございますので、そういった部分の法整備、利息について一定の金利の制限を設けるということもございませし、一定の制約を設けていかなければ、消費者教育で事前に教育をし、それなりの対応ができるはずであるから自己責任となるというような形は、非常に問題があると考えているところでございます。やはり、消費者教育につきましては、繰り返しになりますが、官民一体となった取組みというのが非常に重要でございますので、私どもも教員の方と連携をし、協働して授業に対応していくということを今後とも進めていくという形で対応していきたいと思っております。

時間もなくなりましたが、5番目の、地方自治体の多重債務問題への今後の対応についてということで、これは第1回の有識者会議に、私どもの方で意見書を提出させていただきましたが、やはり全国の各市町村に多重債務に対する相談窓口を設置していただき、相談者がいずれの場所においても相談を受けられるという相互連携が必要になろうと考えているところでございます。これはご指摘があるように、やはり地元ではなかなか聞きづらいという意識がございまして、これは地方に限らず東京都内の23区においても、他の地域に相談に行くという事案がありまして、今日お見えになっていますが東京都においてもよそからお見えになる方が多いですし、23区においても地方も含めて相談に来られる。これは、東京では新橋、神田、池袋、新宿といった金融のメッカといいますか、そういった地域がございまして、業者が多いからそ

この地域に相談にくるといふ部分が非常に多うございます。その他、やはり地元では聞きづら
いということがございますので、体制整備をした上で相互連携をしていただく必要があろうと
考えておるところでございます。

それと、最初の相談というものが非常に実務的に重要であることは、宇都宮委員や、また本多
委員の方から再三ご指摘があるところであるとは思いますが、この最初の相談でキャッ
チができないためにヤミ金であるとか、最悪の事態は自殺というところに至ってしまうとい
う悲劇があるわけでございますので、今後やはり相談マニュアルというものをお作りいただい
て、これに対応していくことが必要であると思っておりますので、これは金融庁さんが多分主導とい
うことになるかと思っておりますが、相談マニュアルの方を作っていただく必要があると考えている
ところでございます。

それと、各部署の相互連携、これはもう色々なところから指摘があるところでございますが、
やはり市区町村内部の徴収関係部署、例えば地方税であるとか健康保険料、公営住宅の賃料
等、多重債務者に関しましては、必ず、ほぼ100%と言っていいほどこの辺の部分は滞納とな
っているわけで、既に督促が行われている状況でございますので、その段階で早期に発見すれ
ば、繰り返しになります。ヤミ金であるとか自殺の問題による深刻な多重債務問題というこ
とには発展しないわけでございますので、これはそのような徴収関係部門や福祉事務所、生活
保護の関係ですね、こういったものと相談窓口が連携して、埋もれている多重債務者の発見、
救済を行う必要があると考えているところでございます。

相互連携と言いますと、単に連絡をすればいいということになるかもしれませんが、
市区町村においては色々な制度融資も含めて枠組みがあるわけでございますので、単にそれを
説明するというわけではなくて、その人にとって適切な対処方法はどのような方法があるかとい
うことを、相談窓口とその各部門が一緒になって考えていただく必要があると考えているとこ
ろでございます。

あと、私ども司法書士や弁護士に専門相談ということで振り分けされる例が多いわけござ
いますが、単に電話番号を教えるという形でございますと、やはり電話番号をもらっても相談
に来ないというケースが多々あるわけでございますので、これは日弁連さんの方からも意見書
が出ていたとおり、確実につないでいくということが必要でございます。具体的には相談に来
たその場でアポをとるだとか、行ったかどうか確認をとっていただいて、もし相談窓口、司法
書士会、弁護士会の相談窓口に来ていなければ、追跡をしてみるというようなことまでしてい
かないとなかなか難しい。多重債務者というのは精神状態も不安定になっているわけござい

ますので、積極的な対応ということがなかなか難しいというのが実情でございますので、そういった意味での連携の強化というものが各部門において必要であろうと考えているところでございます。

お時間を大分過ぎてしまって申しわけございません。とりあえず私の方でのご説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○吉野座長 境理事、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明に関しまして、どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

宇都宮委員。

○宇都宮委員 どうもご苦労さまです。

素晴らしい取組みを聞かせていただきまして、非常に重要な取組みであろうと思います。それでちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、一つは、講師を司法書士会が派遣する場合に、有料でやっているのか無料でやっているのかということです。それから、もう一つは学校を募集する場合に、どういう形で学校を公募されているのか。それから、各会で非常に多くの高校に派遣しているということはわかるのですけれども、これは全ての高校ではないですよね。東京も10校ぐらい挙がっていますけれども、私は前に聞いたことによると、東京だけでも高校は私立も入れれば400校から500校はある。他の全ての高校に案内はしているのか、なのになぜ高校が限られているのか。

それから、これは文科省の委員で出席されている方にお伺いしたいのですけれども、最初の、カリキュラムに是非入れていただきたいのですけれども、そういうことが可能か、今まで実践しているかどうか、また、これからそういうことが可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、色々なマニュアル、テキストを拝見させていただきましたけれども、内容についてはかなり色々、わかりやすく書かれているテキストができていると思いますけれども、こういうテキストと同時に相談窓口ですね。すごく重要で、ここはあるかどうかで、これから社会に出た後の生徒の命が守れるかどうか、あるいはその家族が守れるかどうか、その情報を知っているかどうかで違ってくるのですけれども、そういう情報についての記述はあまりないようなのですけれども、その辺はその都度提供されているのかということをお伺いしたいと思います。

○吉野座長 はい。境理事、いかがでしょうか。

○境理事 まず、1点目の費用の関係でございますが、これは原則無料と書いていいのかわかりませんが、これは都道府県によって異なります。教育委員会等で必ずその一定の金額を支払う、外部講師の場合幾らと決まっているところは、それに基づいて支給をいただきますけれども、そうでないところは、これは私どもは費用を請求するということではございませんので、無料でやっているということになります。

それと、応募のことにつきましてご質問ございました。これは、基本的には都道府県の教育委員会等にご案内を差し上げておまして、そちらの方から通知をしていただくという形をとっております。やはり、1回こちらの方で講師派遣ということになりますと、数年にわたってずっと継続してやっていくという部分があるわけでございます。それで、ではなぜ全部に送っているのかかわらず、一定のところしか来ていないのかという部分でございますけれども、これはやはり、学校によって積極的にそういったものを取り入れる教員の方がおられるようなところは、積極的に対応いただきますけれども、そうでないというところであればなかなか難しいという部分、これはやはりその学習指導要領等々の問題もございまして、どこの科目で扱うのかという問題がございます。総合学習で扱うという場合もありますのでしようけれども、総合学習でも色々な分野を扱うことになりますので、なかなかそういったものが教育カリキュラムの中に組み込まれてこないと難しいのではないのかなと感じているところでございます。ですから、積極的にやるという意味では、資料集の21ページ、これは学校名とお名前も出してもいいということで、大阪府の八尾高校の加藤先生、この方は国語の教師でいらっしゃいますけれども、この多重債務の問題について色々な生徒さんとの関係から、随分前からそういったものの重要性というものをお感じになっていて、対応されたということでございます。ですから、意識の高い教員の方がおられれば、例えば数学の先生でもマルチ商法というものを数学の中で取り入れたりとか、そういう工夫をされているわけでございます。

それと、相談窓口の提供につきまして、このテキスト等につきまして、この司法書士会の連絡先等々が出ておりますので、基本的には司法書士というものがどういう仕事なのかという部分、自己紹介の中に説明もございましてその説明と、また最後には相談ということにつきましては、相談窓口ということは地元の司法書士会ということになるわけでございますが、その辺について説明しているところでございます。やはり、宇都宮委員ご指摘のとおり、もうちょっと、司法書士会の、別にPRというわけではないんでしょうけれども、相談という部分についてもちょっと説明をし、やはり多重債務問題を抱えている生徒さん、そういう家庭もあるかと思っておりますので、そういった問題をこういったものから拾い上げられるようになればいいの

かなと思っっているところでございます。重要なお指摘ありがとうございました。

○吉野座長 ありがとうございます。

ただ今、宇都宮先生の方から文部科学省に少しご質問がありましたので、どういうカリキュラムの中にこういうものが入るのか、あるいは総合学習ということなのか、もしございましたらお願いしたいと思います。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー 失礼いたします。

文部科学省で学習指導要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領を担当しております上月と申します。

まず、この場をお借りしまして、日本司法書士会連合会の皆様に、学校教育の充実に関して大変なお支援をいただいていることに対して感謝を申し上げたいと思います。

まず、学習指導要領というのは、学校においては教育内容、教育課程を編成するんですが、その基準を書いたものでございます。皆さんよく思い浮かべるような、国語、理科、算数、社会、数学、家庭科、あるいは総合的な学習の時間等について、小中高等学校どこでも実施すべき基本的な大綱的な基準を定めたものでございます。

これは、文部科学大臣の告示という形で、おおむね10年に1度ほど改訂をし、それを各都道府県、私立学校も含めてお伝えをして、各学校ではその基準に基づいて地域や児童生徒の実態に応じて教育課程を編成するという形になっております。

今、学習指導要領につきましては、現行の指導要領におきまして、十分かどうかという議論はあると思いますが、例えば中学校におきまして技術家庭科というものがあるんですが、指導要領におきましても、販売方法の特徴や消費者保護について理解させ、生活に必要なサービスの適切な選択について指導するということですか、高校に家庭総合という科目がありますが、おおむね約半数程度の高校生はこの科目をとっていると思いますけれども、そこでは主体的な家計管理の重要性、消費者の権利と責任について指導するというような文言があつて、教科書においてもそれに沿った記述がされているかと思います。それが十分かどうかというのは色々な見方があるかと思いますがけれども。

今、この学習指導要領について見直し検討の作業を進めているところでございます。その中には、色々な社会の要請についても、中央教育審議会というところで検討しているわけですが、その中にはさらに教育課程部会というのがありまして、さらに各教科、あるいは各学校段階別に、様々な専門家に入っていただいて議論を進めているところでございます。関係部会の方には、当然こういうような多重債務者の問題について、こういうような制度の状況、社会の要求

についても、あるいは要請についても、私どもお伝えしながら専門的な観点からご検討を今進めていただいているところでございます。

学習指導要領の改訂作業がどうなっているかということにつきましては、昨年末に教育基本法が改正されまして、学校教育を含む教育の根本的なところについて、理念、目的、目標が定められたということが第1点あります。それを受けて、さらに学校教育法について現在中央教育審議会で、その教育基本法の改正を踏まえどうしていくかということが議論されています。

実は、学習指導要領のいわゆる上位法に、学校教育法というのがあります。学校教育法におきましては小学校、中学校、高等学校の目的、目標を定めておりますので、当然その上位法がどうなるのかということは今後の学習指導要領に影響していくと考えております。その学校教育法につきましては、その改正案の内容については中央教育審議会で審議を行い、さらに当然法制局、さらに政府として法案自体閣議決定をし、それから国会のご審議があるというようなスケジュールでいくかと思っております。その法案の動向を見ながら、学習指導要領の作業を進めていく必要があるかと考えております。

いずれにしても、その中央教育審議会の中で、色々な専門家の方に入っていて、多角的に、今言われた要請のことも含めて、審議を進めているところでございます。

以上でございます。

○吉野座長 今の関連も含めまして、いかがでしょうか。

宇都宮先生、何か追加で意見、質問があれば。

○宇都宮委員 色々検討しているのはわかりましたが、その結論はいつごろ出るのかということと、それからこの多重債務問題は本当に待たないで、できるだけ早く、今回の新年度の教育からでも反映させるようにしていただけたらと思いますし、それから、今のお話だと中学の技術家庭科とか家庭総合でやられているということですが、たまたま私の事務所に、昨年4月ですか、東大に合格した人が40人くらい事務所訪問に来まして、私の事務所ですからこの多重債務問題の話を聞きに来るんですけども、高校の時にこういう多重債務問題を教えてもらった人、あるいは利息制限法というのを知っているかどうかというのを聞いたんです。そういうことを習ったかどうか。2人だけいました。あとは全く、そういうことは初めて聞きましたということで、しかもその中の1人に、お父さんが自殺されている人がいたんです。多重債務で。けれども、利息制限法のことや多重債務問題をどこに相談していいのかということ、東大に入っている人も全く勉強していなかったということですので、実はそういうのが現状ではないかなと思います。日司連は非常に頑張っているんですけども、実際は、たまた

ま日司連のこういう講義を受けた子供たちは一定の知識があるから、自分とか家族を守れると思いますけれども、運が悪く日司連を招かなかった学校では全くそういう知識がないということで非常に不平等、アンバランスですので、是非この問題は附帯決議もできているようですから、早急に、具体的に4月からでもこういう問題について学校教育の中で取り上げられるように取り組んでいただきたいと思います。

○吉野座長 プロセスはよくわかりましたけれども、実際に具体的にどういうやり方で、それから最近ですとビデオですとか色々な教育の方法があると思いますから、是非具体的な進め方を考えていただきたいと思います。

○宇都宮委員 具体的には、先ほどの指導要領というのはいつ決まることになるんですか。

○吉野座長 いかがでしょうか。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー これは、役所の人間である私が言いづらい節があります。つまり、先ほど申しましたように学習指導要領の上位法である学校教育法というのが、今改正しようという動きがあって、それで審議されています。法律ですから国会審議されるということになります。そういったことについて、改正内容やスケジュールについてはなかなかはっきり申し上げられないところがございます。

ただ、いずれにしても、法律が仮に通常国会なりに通ったとすると、今の状況から言うと学習指導要領について、これだけではなくて色々な観点から、早急に見直しして改訂をしろうという要請が非常に強いので、私ども事務局サイドからすればできるだけ作業は急いで、できるだけ早い段階で改訂ができるようにということを準備していきたいと考えております。

○吉野座長 是非早急にお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

では、私の方から1つ、2つぐらいお聞きしたいんですけども、先ほどの話ですと、なかなか地元で相談しにくくて、他の都道府県、東京などに来られて相談されるという方がおられるわけですが、そういう場合にはやはり都道府県の連携ということがさらに必要になるような気がいたしまして、その点が1つと、それから高校で教えてくださるのがほとんどなわけですが、やはりこういう高校生の段階が一番最適なのか、それとももう少し早い段階で、中学等の若いうちといたしますか、そういう方がいいのか、意見をお伺いしたいのですけれども。

○境理事 最初にご質問いただきました市区町村といたしますか、連携ですけれども、これはやはり都道府県を超えて連携がとれるような形が望ましいというふうに考えておるところでございます。実際、東京の方にも他の府県から来られるという方があるとい聞いているところでござ

ございますので、その辺の連携が必要であろうと思っておりますのでございます。

それと、教育の方につきましては、たまたま高校生が多いという結果になっています。もともとは高校生のための法律講座という形でスタートしておりますので、そこから中学であるだとかその他の部分に広がっていったという経緯がございます。ただ、どの段階という点は、先ほど申し上げたとおり、これはやはり幼児期からの一貫教育が必要であり、義務教育の段階で一定の知識というものが必要であろうと思っておりますので、少なくとも中学校の段階で一定の知識を得る。今は高等学校に進まれる方が非常に多うございますので、必ずしも就職ということはないんでしょうけれども、とはいえ義務教育が終わって高校には行かないというケースもあるようでございますので、義務教育の段階で一定程度の知識は必要だろうと考えております。

以上でございます。

○吉野座長 他にいかがでしょうか。

本多委員。

○本多委員 今日のお話、大変素晴らしい活動をされている司法書士の先生方の努力に敬意を表したいと思っております。

学校教育の他に、実際に現場で、各地方自治体との多重債務の110番活動とか、色々やられていると思いますが、今日の新聞にちょっと出ていたんですけども、岐阜県で多重債務110番活動を、県の知事さんが提起して2カ月に1回やるんだということで、日にちも決まってやっています。その中で、弁護士さんや司法書士さんもその110番活動には参加し、費用については手弁当でやってもらうということで、予算がほとんどかからないで多重債務対策ができるということが今日新聞に出ていました。そういう活動に関わってくださっているのと、それから、あと被害者の会を全国で相当数、司法書士さんの人たちが援助してくださってやっていただいておりますけれども、そういうことについて、境先生の方から何かご意見等があったら、色々教えていただきたいなと思っております。

○境理事 今本多委員の方からご指摘ございました、本日の東京新聞に岐阜県の取組みということで、これは相談体制を整備するに当たって、やはり予算がないとか相談員の整備等人的な問題もあるということで、必ずお金の問題が色々な面に出てくるわけでございますけれども、この取組み、非常に注目すべきで、ゼロ予算施策ということで、従来から予算なしでやっていると。やはり広報とかも市区町村の広報を使ったりだとか色々工夫をし、もともとお金がないから無料相談ですよということで弁護士会、司法書士会の方に働きかけをしておやりになって

いることですので、これも隔月に110番をやるというなお話でございますので、
ですからこれはお金がなくてもできるという取組み事例でございますが、そういったものをど
んどん取り入れてやっていただければと思っているところでございますし、第2回、前回のヒ
アリングの際に岩手の方の取組みがございました。これは信用生協においても無料相談を行っ
てきちんと対応しているという部分がございますから、やはりそういった形で無料で色々進め
ていくことができるわけでございますので、私ども司法書士会も、弁護士会もちろんそうで
すけれども、そういったものに積極的に協力をして対応しているということでございますので、
また今後も引き続きそのような対応をしていこうと考えております。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 関連しまして、後ほど議論になるのかと思うんですが、総務省の方でも、各地方
自治体の中にも、実際に多重債務対策を進めている地方自治体があるんですけれども、その中
身の関係で、多重債務対策の相談をやるということについて、こちらの全国市長会の会長さん
の方からお話がありましたけれども、実際にやる場合に国の委託を受けてというお話があっ
て、それなりの予算が必要なんだろうと思っはいるんですけれども、現実には、既に相談活動
を一生懸命やっている岐阜県や長野県だとかそういうところがありますし、予算を立ててやら
なければならないところもあるでしょうけれども、実際にやっているところがあるわけですか
ら、やれるところからどんどん多重債務110番活動といったものを是非してほしい。そのあた
り総務省の方では、何か具体的に提起している部分というのは何かあるんでしょうか。あつた
ら教えていただきたいんですが。

○吉野座長 では総務省の方、お願いいたします。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長 総務省でございます。

本日もお配りしていますように、この多重債務問題に関して地方自治体での取組みの現状を
把握しようということで、調査をやってまいります。そして、またこの会議にもいずれ報告す
ることと思います。現実には私ども、盛岡市さんのように非常に先進的なお取組みをされてい
るところがあるということも勉強させていただいておりますし、片方ではやはり、消費者相談の
窓口さえない市町村もあるという現実も把握しております。ですから全体として、全市町村が
どのような状況にあってどういうふうな考えを持っているのかということをもまず調べたいと考
えています。例えばおっしゃるような多重債務問題への対応のお願いをするにしても、これは

自治体のご判断で対応していただくこととなりますし、それはやはり現状を前提としたものでないと、実現可能な案にならないわけですので、まず現状把握をさせていただきたい。またその上で、先ほどもありました、自治体の県域を超えてご相談が広域にわたるといようなことがありますと、やはりこれはなかなか自治体だけの財源では対応できないのは当然でございます。したがって、その際に、今も無料で弁護士会や司法書士会等にご協力いただくというような話がありましたように、例えばカウンセリングについても専門のノウハウをお持ちのところが、しかるべき人材を育成、派遣していただくとか、ノウハウの提供をしていただくことが重要です。自治体の場合、適切な対応振りについてのノウハウがないところがかかり多いのではないかと私どもは考えております。そういうノウハウの提供も含めて、国、関係団体の方でしかるべき対応をしていただいた上で、自治体に要請をすれば、当然お取り組みいただける自治体も一層増えていくものだと思います。

こちらの委員の中にも、全国市長会会長の山出委員が入っておられて、しかるべき発言をされておられるとおり、自治体では必要性を感じ、やりたいと思っても、自治体というのはやはり地域住民のために地域の財源で運営されておりますから、これはやっていいのかなという部分も当然あるわけですので、現状を把握し、国あるいは関係団体の体制も整理した上で自治体へ働きかけをしていくという流れになるのではないかと。そうした意味で、私どもとしてはこの有識者会議にも出ますし、あと関係省庁の連絡会議というものもございます。こうしたものに関わって、有効で実現可能性の高い、そういう呼びかけ方をしていきたいと考えております。

○吉野座長 この資料3-3のこの調査は、いつごろおやりになれそうなのでしょうか。後からでよろしいですか。では今の関連で、もし山出委員、何かございましたら。いかがでしょうか。

○山出委員 自治体の取組みに差があるというのは、率直に言って実態だろうと思います。これから、この問題についての取組みの機運は強まっていくだろうと思っています。

この多重債務問題に関わります機関とか団体とか組織とか、多様にありますので、そういうもののネットワークを作るといことが、自治体ごとに求められてくると思っていまして、私はその中に、例えば境先生がおっしゃいましたけれども、校長会を入れるとか、こういう試みも加えていけば、学校の先生方の関心も高まってくるのではなかろうかと思っています。先生のご指摘の中に、学校の教師によって熱心さが違うというご指摘がございましたが、私はそういう状況にあることは否定できないと思っていまして、そういう意味で、ネットワークを作る

際に校長会の代表を入れるといったことは有効ではなかろうかなと思っています。

それから、私も学習指導要領を見ることがあったんですが、そこに出てくる表現というのは、「家計管理」とか「消費者教育」とか、そういう言葉は出てきます。「多重債務問題」という言葉はなかったのではなかろうかと思っていまして、もう少し具体性があった方がいいのではなかろうか。「利息の扱い」とか、そういった具体性があった方がいいのではなかろうかと思いません。

それから、指導要領のあり方だけではありませんで、実際に先生がお取り組みなさる場合の方法ですけれども、僕は多様なやり方があると思っておるんです。ご両親と一緒にお子さんを教えるということもあっていいと思いますし、先ほども指摘がありましたけれども、高校卒業の時とか、大学へ入った時とか、そういう時に教えるということもあっていいと思います。それから、この被害の体験者のお話を聞くということもあっていいのではなかろうかという思いも持っています。そういう多様な取組みができる能力を先生が身につけていくことが大切だと思います。

それと、府県の区域を超えてこの問題についての相談体制があったらいいと思っていまして、そういう意味ではカウンセリング機関であります。実は日本の中でクレジットカウンセリング協会なるものは東京と名古屋と福岡しかないわけですね。僕はこういうものは、もっと公的な関与がある機関として都道府県ごとに設けることもあっていいのではなかろうかなと。こういう取組みが行われますと全国的に対策は広がっていくと思いますので、是非国においてこういう配慮も必要だと考えています。

○吉野座長 ありがとうございます。

もし境理事、何かコメントございましたら。いかがでしょうか。

○境理事 今の山出委員のご指摘はもっともであろうと思っております。やはり、校長会等との連携ということも当然必要になってきますし、それは私どもの取組みとしてもそういう形をとっていきたいと考えております。また、全体の消費者教育の枠組みの中で、ネットワークという形で構築していく必要があると感じているところでございます。また、被害者の方の声を聞くということも、やはり生の事実、社会を知ることが非常に重要なわけでございますので、そういった実態を知ることが、貴重な体験になると考えておりますので、私どももそういった取組みにも積極的に対応していきたいと考えているところでございます。

それと、カウンセリングに関しては国の責任といえますか、国の対応、地方自治体の対応と、

他に業者側の対応というのが当然責任としてあるわけでございますので、その中でクレジット
カウンセリング協会、これについては要するに業者側のカウンセリングですから、非常に問題
があるという指摘がございまして、まさにその通りの部分はあるんでしょうけれども、やはり
既存の機関を活用していくということで、おそらくそれを活用していくことになりますから、
今のところは弁護士さんがカウンセラーというか、相談員に入っておりますので、私どもの方
もよその地域でも対応できるように、そういったものにも積極的に対応し、単に業者の一機関
というのではなくて、きちんとしたものになるように積極的に対応していくことも考えてお
ります。

以上でございます。

○吉野座長 今のお話のように、その福祉事務所とか様々な機関がもう既に都道府縣市町村に
あるわけですから、それをうまく連携づけて、それから、既存の様々なインフラがどうなっ
ているかというのをまた勉強させていただければと思います。

そろそろよろしいでしょうか。

では境理事、今日はどうもありがとうございました。

○境理事 ありがとうございます。

○吉野座長 それでは、後半の方に移りたいと思いますが、まず事務局の方から、第1回目と
第2回目の会議で出ました主なご意見につきまして紹介していただきたいと思います。

それでは、大森参事官、よろしく願いいたします。

○大森信用制度参事官 資料3-2がこれまでの2回の会議でいただいたご意見をそのまま並
べたものでございます。

全部ご紹介する時間がございませんので、かいつまんで申しますと、まず最初のページ、多
重債務問題全般につきましては、これを民間ベースの話と捉えるのではなく、政府として取り
組むようになったことを評価するご意見がある一方で、まだまだ普通の国民の関心は低い、あ
るいは貸した金は返すのが当たり前といった貸し手の意識を変える必要性についてのご意見が
ございました。また、多重債務問題の背景にある貧困と、それに対して社会保障システムが過
不足なく対応していないといった指摘や、多重債務という状況がそれ自体の問題はもとより、
児童虐待、ドメスティックバイオレンス、離婚の増加といった現象にもつながっているのも、各
省庁の連携した対応が求められるといった指摘もございました。

こういった指摘は、突き詰めていきますとこの国の形を問うているもので、だからこそ各省
庁そろっておりますところで問題提起をしていただきたいと思います。ただ、初回に申し上げ

ましたように、多重債務問題に対して貸し手の行動をどう変えていくかという観点から、昨年制度改革が行われましたが、それだけでは多重債務問題は解決しないので、借り手に直接何を提供していくかということで、対策本部、あるいはこの有識者会議が設けられておりますので、なぜ多重債務になってしまったのかという背景とか対策を網羅的に追及していくというのは、ちょっとディメンションを異にしているのではないかということをご理解願えればと存じます。

次のページは、その借り手に直接提供していくべき最たるものであるカウンセリングの体制についてでございます。上の方のご意見というのは、需要に対して供給が全く追いついていないというご指摘、そして、そのギャップを埋める上で自治体が果たすべき役割についてのご意見をたくさんいただきましたのは、国会での審議と同様でございます。一つには、やはり自治体というのが国民に最も身近な窓口であるということ、そして、境さんのお話にも今日またありましたけれども、自治体が行う地方税とか健康保険とか水道とか公営住宅といった住民サービスが、管内の多重債務者を発見するという面からも、また、債務と滞納を同時に処理できるという面からも密接に関係しているので、自治体内部での連携が効果的であるといったご意見もございました。

これに対して、その次のページになりますけれども、一律の措置ではなくて自治体の自主性も尊重されるべきであるとか、本来的には国の責任であるから人的、財政的負担は国が負うべきという意見もございました。このカウンセリングに必要な知識とか経験については様々なご意見がありましたけれども、公平に総括するとすれば、知識も経験も豊富であればあるほど適切な対応ができるというのが当然だと思いますけれども、一方、熱意を持って取り組めばかなりのことができるというものだったのではないかと思います。

3ページの下の方のセーフティーネットにつきましては、生活保護のようなグラントなのかローンなのか、ローンといっても既存の高金利債務を一本化して肩がわりするものなのか、バングラデシュのグラミン銀行における牛の購入資金のように、新たに生計を立てるための手段なのかといった資金種等の違いですとか、それから、貸付け主体が自治体なのか政策金融機関なのか、労働金庫のような非営利の金融機関なのか、あるいは前回の岩手県信用生協のように民間金融機関からの借り入れを原資とするものなのか、はたまたNPOバンク、といった違いがございますので、今後どういうスキームが普及していくことが望ましいのかといった点についても、今後より具体的に議論を深めていただければと思います。

金融経済教育、その次のページについては、もうこの前半の部分でいただいたご意見が代表的なご意見だったのではないかと思います。

その下のヤミ金融については、総じてそれらしき連中、あるいはその手先、それらしき広告が氾濫していることに対して警察が対応しているのかという指摘で、国会でも同様の議論がございましたので、警察庁としても改めて現場への指示、注意喚起をなさっていると承知しております。この課題は、頑張ってくださいと申し上げるしかないようなところもあるんですけども、前回警察庁からお話がありましたような、携帯電話とか口座を追っていくことの技術的困難とか、犯罪摘発という警察の使命と、一刻も早く返して楽になりたいという被害者の意識が必ずしも重ならないといった状況に、警察の方でより有効に対応していく上で有益なご提言などありましたら、引き続きお願いしたいと存じます。

これに関連しまして、その次のページ、5ページのその他の2つ目に、信用情報機関の個人情報情報が漏えいし、いわゆる名簿屋を経由してヤミ金融に多重債務者の情報が流れているという宇都宮先生からのご指摘がございます。新法におきましては、指定信用情報機関の秘密保持義務とか、貸金業者による信用情報の目的外使用の禁止義務を規定して、刑罰で担保をしておりますが、刑罰の適用に至らないほどのガバナンスを信用情報機関サイドで備えていただくことが重要でございまして、私どもとしても今後この信用情報システムというインフラの構築に当たりましては、このご指摘を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

その他、様々なご提案をいただいております。効果のありそうなものは当然検討していくということでございますけれども、例えば金融庁だけの意見で全く新しいルールを作るというようなことは、民主主義国家においては難しい、というかできないということをご理解いただきたいと思っております。

次のページ以降は、前回の岩手からのヒアリングがかなり参考になったと思われましたので記録しているものでございますが、盛岡市の消費生活センターからは、借り手のメンタリティーにとっては、相談に来るだけでもかなり勇気が要るので、やる気をくじかないように気を配っているとか、今日もお話がありましたが、弁護士を紹介するだけでは敷居が高くて行かないかもしれないので同行した方がいいとか、そういった現場の経験を踏まえたご意見、そして、先ほどもお話ありましたが、多重債務に関連した問題もかなりの部分は自治体の中で解決できるといった意見の他、広報や教育の取組みについても紹介をしていただきました。

その次のページの信用生協からは、融資という手法が問題解決に有効な場合に融資をするという実態、具体的には自己破産をすると仕事の継続が困難になってしまうとか、社会福祉協議会の貸付けを受けるほど貧しくはないが、かといって銀行からは借りられないような人を対象に実施をしているというご報告がございました。また、家族を含めて協力してもらい、貸倒率、

延滞率を低く抑えているといった対応の紹介がございました。

その次のページ、弁護士会の方からは、自治体の相談窓口とこの信用生協と弁護士、三者の関係ですね。三者で効率的に役割分担して、協働、協力して動くことによって、なかなか本当のことを言ってくれない多重債務者に関する正確な情報をつかみ、適切な解決方法に導けるといふこと、そして、弁護士というのはコスト面から見ると破産に走りがちであるし、信用生協は貸さないと商売になりませんので、貸すというオプションへのバイアスがあるから、この三者が本当にその個々の債務者の状況に対応した適切な解決方法になっているのか、相互チェックの緊張関係にあるといった興味深いお話もございました。

お三方を通じて多重債務の背景についてのご意見も色々いただきまして、どこの県でもあいうお三方がいるとそれだけでかなり違うというようなことだったのではないかと思います。

ここで、資料の3-3、先ほど生嶋課長の方からご紹介がありましたので、紹介させていただきますと、総務省と金融庁の共同作業として、全国自治体の多重債務者の相談体制や今後の取組みの見通しにつき、調査をすることといたしておりまして、本日全国1,800余の自治体に発送をしております。この質問事項は後ほどご覧いただきますと、岩手を初め先進的な取組みをされている自治体の状況を参考にして作ってございますので、相談の内容としてどこまでことをやっているかとか、自治体内の他部門の連携とか、広報や教育の取組みとか、率直に言いますと現状を前提にすればいささか高い球を投げているというところはございます。これまで、多重債務問題にあまり意識がなかった自治体からすれば、なかなかそんなこと考えてみたこともなかったというような質問が多いかもしれませんけれども、これからは考えていただくなくてはならないという意味を込めさせていただいております。

私ども金融庁は自治体との接点がほとんどございませんが、今回生嶋課長からこの共同調査のご提案をいただきまして、自治体としても総務省からということになりますと、回答する真剣さも全然違ってくると思いますので、こうした形での調査ができることを大変総務省には感謝しているところでございます。

最後に、繰り返しになりますけれども、多重債務者対策本部では当面何ができるか、当面難しいが中長期的に何ができるかという行動計画を、この春を目途に策定することとしておりまして、この会議でいただくご意見はそのベースになるものでございますので、より具体的なプランづくりに資する形で議論を深めていただければ幸いです。

以上でございます。

○吉野座長 大森参事官、ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました資料の3-2をご覧いただきながら、全体としてこれでは論点が述べられているかどうかというのが1つと、それから、ではこれをさらに具体的に進めるためにはどういうことが必要と思われるか、その2点に関しまして皆様からご議論いただければと思いますが。

橘木先生。

○橘木委員 私はあまり多重債務に詳しくないので、素人的な質問で申しわけないですが、経済学をやっている者にとって、家計を運営するときは自己資金でやるのか借金で処理するかというのが非常に大きな選択ですよ。過去の日本を振り返ったときは、例えば家を建てるとか車を買うというのは、皆貯蓄をして自己資金で買っていた。ところが、住宅ローン制度が充実してきて、住宅ローンを借りて家を建てるのが、ごく当たり前の国民の意識としてなりました。自動車もそうである。そういう意味で、国民の意識に借金をしながら消費をするということが定着したわけです。このような定着という日本社会の変化というものが、多重債務を生んだ一つの理由になっているんでしょうかというのが私の疑問で、私のように経済学を教えている者にとっては、借金をしながら家計を運営するのはあまりよくないということになるかもしれないでしょう、こういうような問題がものすごく増えてきたら。

もう一つの質問は、アメリカという国を考えたときに、消費者ローンはものすごく進んでいるでしょう。国民は大変に大きな借金をして家を建てて、税制優遇とかそういうのもありますけれども。アメリカという国で、やはりこういう多重債務というのがものすごく大きな社会問題になっているのかどうかということ、ちょっと教えていただきたいというのが私の2番目の質問です。

○吉野座長 1番、2番に関しましては色々ご意見あると思うんですけども、やはり将来まで含めて、割合オーバータイムで最適な消費をします。そのためには、昔はやはり日本は貯蓄をしながら消費をすることだったものですから、将来所得がある程度入ってくるのであれば、先にそれを割引で財テクをして享受するという事は、一つとしていいことだと思いますから、そういう意味では住宅ローン、それから自動車ローンもあり得るんだと思うんですが。次に、今度はそれが自分の所得に本当に見合った形での消費かどうかというのは、まさに浪費的な活動になると思います。

日本はもともと、橘木先生がおっしゃるようにまず貯めてから、それで支出するということがあったわけですが、アメリカ的なこういう借入れをしてオーバータイムで考えるということが入ってきたと思うんですけども。

それから、2番目のアメリカに関してですけれども、これは前の金融庁の懇談会のときに諸外国の例を色々見せていただきまして、そうしますとやはりアメリカでも、ペイデイローンというんですか、そういうように、あまり人種差別ということはいけないかもしれませんが、そういうペイデイローンで借りながら、給料をもらうとそこに返していき、そういう生活をしているという方々も一部おられるというようなことは聞きました。

じゃ池尾先生、どうぞ。

○池尾委員 この問題を考えるときに、借りる方の事情とか借りる方の問題というのももちろんあるんですが、基本的に問題を引き起こしている大きな原因は、私は貸す側の方にあるという理解をしております、それでちょっと、橘木先生の質問に対してお答えをしたいと思うんですが、その前に、資料3-2のところの1ページの2番目のポツがありますよね。この文章は、私なんかずっと議論に参加してきましたから文脈がわかっているから、これで間違っているとは思わないんですけれども、文脈がわからないままこの3行だけ、字面だけ見ると、むしろ平均的な日本の国民は、この文章の方がおかしいんじゃないかと思う人も少なくないと思うんです。

一定の文脈のもとでは、貸したものを返すのはそれは当然のことであって、経済活動を支える基本的なモラルだと思うんです。そういう話じゃないんですね、この消費者金融の話というのは。要するに、略奪的貸付けを行っているわけですから、相手を収奪してはいけないという話なわけで、等価交換だったら等価交換に応じる。等価交換であれば、100万円を受け取って、現在価値で100万円返すのであればそれは適当なことなんでしょう、100万円貸して、現在価値でいえば200万、300万取ろうという商売をするという人がいるというのが問題なわけであって。だから、この1ページの上から2ポツの文章にしても、これは要するに貸し手の側に貸し手責任という意識がない限りとか、相手の弱みにつけ込んで収奪していいなんてことはないんだということを前提として考えなければいけないという説明をしないと、ちょっとミスリーディングな感じがするんですね。

だから、易々とひっかかってしまうということがあるとなれば、それは注意しなければいけないという話があるんだけど、やはり略奪的な貸付けが従来見られたということが問題の本質であって、そういう傾向を助長するというか、広い意味の背景として、借入れに対する抵抗感が日本の社会の中で少なくなってきたとか、そういうことはあるかもしれないですけども、通常の等価交換的な商行為の話ではないというふうに理解していただく必要があるのではないかと考えています。

○吉野座長 橋木さん。

○橋木委員 金融を教えるときに、銀行はデフォルトリスクというのを必ず計算しながら金利を決めるわけでしょう。これがしっかり入っていれば、返さない人がいても金融経済うまくいくわけでしょう。ところが、この分野というのは、そういうような発想というのは全くないんですか。

○吉野座長 普通、企業に貸す場合はそこでその企業が潰れますと不良債権化するわけです。ところが個人の場合には、その人にまた別のところから借りなさいと、そして自分には返しなさいという行動ができてしまう。ですから、そこで止まらなくなってしまうというわけです。そういう消費者の方が多重債務にぐるぐる陥ってしまうという、それが企業に貸す場合と個人に貸す場合で、今池尾先生おっしゃった略奪的になるというところの一面だと思います。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 すみません、非常に本質的で重要なご議論のところ、逆に具体的な話で恐縮なんですけれども、今日お配りいただいている総論の部分の一番最初のところに、大学生が多重債務問題で相当苦しんでいるという実態があるということが書かれているわけなんですけど、意外に陰に隠れておりますけれども、かなりの部分で学生たちの中にこういう事態に陥っている者がいるということは、大学でも把握をしているところであります。

そういう中であって、カウンセリングの話なんですけれども、大学では学生自身の様々な精神的なトラブルでありますとか、そういうものが今大きな問題になってきてますので、どこの大学においても学生相談室といったようなものを設置する方向になってきております。

私も学生相談委員というのを何年前、数年間にわたってやっておりましたが、その際に当方の大学では、OBの弁護士の先生に週に1回相談員として来ていただいて、その過程の中で、その相談員が来る日には、例えば悪徳商法にひっかかってしまったとか、あるいはまさに、借入れをしているんだけどどうやったらいいのかというようなこと、あるいは家族の相談というようなものもかなり持ち込まれていたという実態がありました。

そういう点では、このカウンセリングの問題の中に、ちょっとやや陰に隠れているかもしれませんが、大学というのは確かに教育をする場所なので金融教育の対象としても捉えられるかもしれませんが、もう既に当事者になっている、あるいは大人として家庭の問題を持ち込める能力を持った年齢に達しているということがあるので、大学におけるカウンセリングというものの強化、あるいはそこでの問題の拾い上げということも重要な施策として考えていただければありがたいなと思います。

もう1点、すみません。私は今は学部を離れましてロースクールというところで教壇に立っているわけなんです、どこのロースクールでも学習カリキュラムの中に無料法律相談（リーガル・クリニック）というのを取り入れております。これは学生たちに、まさに将来法律家になったときにどうやって法律相談に応ずればいいのかというのをトレーニングするための場所なんです、もちろん弁護士がついて、弁護士がやるところに同席するという形なんですけれども、これは教育カリキュラムですので、弁護士の方としましては大学の方から講師の手当をもらっていますので、当然相談に来られる方からはお金は取らないという形で回るようにできているわけです。

そういう意味では、全国にロースクールがたくさんございますので、そういったようなところでの無料法律相談というものを推進していただく中で、最初の取っかかりの部分の無料の法律相談の窓口を設置できるような方向で考えていただければと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。是非そういう、大学とかあるいは無料の法律相談、それで今後弁護士になられる方が若い時からそういうものに直面するというのは非常にいいことだと思います。今のお話全体を含めて、やはりカウンセリングをどこでするかということだと思いますので。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 先日の岩手のお話が非常に参考になったと思うんですけども、セーフティネット貸付けみたいなものが信用生協ですか、用意されていて、やはりそこで非常に貸倒れが低いというのは、借り手の事情をすごくきちんと把握していて、そして融資というのは単なる解決手段の一つに過ぎない。ですから、幾つかの解決策を示して、最終的に融資を選ぶ場合もあるけれども、その場合もきちんとしたモニタリングをする。そういうような制度でないと、やはり借り手も救われなし、また貸倒れもかさんでしまうということだと思うので、やはり相談とかカウンセリングというのと、公的セーフティネットというのはすごく住民に近いサイドでパッケージにするということが非常に重要なのではないかと。

○吉野座長 そうですね。ですから岩手のケースも非常に専門的で、それで借り手の立場に立つ、そういう人材がきちんといるところであればうまくワークするという事ではないかと思いますが、宇都宮先生。

○宇都宮委員 まさにそのとおりでして、よく社会福祉資金の貸付けが貸倒れが多いとか、それから、いつぞや中小企業に対して制度枠かなんか、信用保証協会かなんかで。

○吉野座長 信用保険、100%保障。

○宇都宮委員 あれもかなり貸倒れが多かったと聞きますけれども、事実上はそういう公的融資の場合は、ほとんどその前に高利のお金を借りていまして、中小企業の場合一時問題になった商工ローン、それから個人の場合は、既に多重債務に陥っている人がそういう社会福祉資金を借りて、そのお金はどこに行っているのかというと、商工ローンとか消費者金融の方に払われているわけです。ところが、実際そこの融資の時に弁護士とか司法書士さんが間に入れば、今問題になっていますような利息制限法の引き直し計算をすれば債務を圧縮できますし、場合によれば過払い金が返還請求できる場合があるんです。その上で融資をするということであれば、そういうように融資自体が生かされるんですけども、そういうチェックがなかったので、事実上ああいう制度融資は高利業者を儲けさせているだけだという結果になっているんです。だから、これからの特に国とか自治体が低利制を作る場合は、そこに岩手と同じように専門家の相談を絡ませていくということを検討されたらどうかと思います。

サラ金問題というのが1980年代ごろに問題になって、あのときやはり組合員を救済しなければいけないということで、労働金庫が多重債務者救済のために、岩手消費者信用生協と同じように融資をしたんです。そうすると、サラ金は返してもらってよかったんですけども、労働金庫の金が焦げついてしまうんですね。破産の後不良債権になってしまう。それで、その失敗で一時手控えたというのがあったようですけれども、最近は労働金庫も弁護士とか司法書士のネットワークを作って、融資をする前にその労働組合の多重債務者の労働組合員に、一回法律の専門家に相談させると。負債処理をした上で前向きな融資をするというような、そういう検討をやられているようですから、これは制度のお金というのは国の税金ですから、これを扱う場合にますますそのような処理が重要になってくるかと思います。

○吉野座長 先生が今おっしゃった弁護士、司法書士のネットワークのリストというのはおありになるのでしょうか。こういう都道府県にはこういう形で……。

○宇都宮委員 実は労働金庫、東京の方で私が相談を受けたケースでは、私と同じような立場で多重債務者の救済をやっている弁護士さんを紹介して、そのネットワークを作ってもらっているんです。全国的には今、労働金庫の方は、全国クレジット・サラ金問題対策協議会という組織があるんですけども、そちらの方に全国の弁護士さんの紹介を受けてネットワーク作りをやろうとしているようです。ただ、それは私的な団体ですので、これから各都道府県に弁護士会がありますので、どこの弁護士会でも多重債務相談はやっていますから、自治体なんかは積極的に弁護士会と提携を求めたら、そういう特別な団体ではなくても、弁護士会との間でネットワークができるんじゃないかと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

須田委員、いかがでしょうか。今の関連で。

○須田委員 今、我々消費者金融問題、あるいは銀行問題を扱うジャーナリスト、あるいは記者の間であるキーワードが出てきていて、それは都1といひまして、トイチといひても十日で一割取る高利の金融業者のことではなくて、東京都登録1号という業者が今、非常に大きく問題になってきているのではないかという議論というか、話題が出ていひまして、今日もちょっと手元に持ってきたんですが、これはある実話系の雑誌に出ている広告ではあるんですが、完全無審査、必ず借りられます、過去現状一切問いません、当社でだめなら他社もだめ、100万円低金利融資。恐らくこれは、低金利融資とは一体どのぐらいかといひますと年利3.0から5.0、遅延同、遅延損害金も同率ですと。こんなことができこない広告が正々堂々と出ていひまして、これ調べてみるとかなりの数出ているんですね、こういった広告であるとか、これは実話系週刊誌のみならずスポーツ新聞、あるいは夕刊紙にもこの種の広告が相当出ていひます。

一体今、現状何が起こっているのかといひると、こういう、私なりの用語の使い方なんですけれども、グレーゾーン業者といひるのですか、登録はしてはいるけれども、やっていることはほとんどヤミ金と一緒にいひるような、恐らくこれは新法が完全に施行されるまでのタイムラグの中に咲いたあだ花だと思ひるのですが、駆け込み的にこういった営業をどんどん展開している状況にありまして、要するにここで今、まさにこういった議論をしていひる中でこの種の業者が相当貸付けを始めている。その一方で、正規の金融業者の成約率といひるのは50%を切るような状況になってきていひる。これは貸し渋り、貸しはがしといひることではなくて、いひゆる本来だったら借りてはいけなひ人たちが借りられなひといひる点では歓迎すべきといひるか評価すべき、きちんとした審査をやっと正規の消費者金融会社もやり始めたのかなと、成約率が下がってきたことといひるのは必ずしも問題ではないと思ひるんですが、そういった貸してもらえなひ人たちを意識的に受け皿にしよといひる業者が今、相当出てきていひる。これは登録してあるから、では一体どこが管轄するののかといひる問題といひるのがあると思ひるんです。

ですからその辺の、新法が完全施行になるまでのタイムラグの間で、この手の業者が相当出てくることと予想される、それに対してどう防御手段を講じていくのか、あるいはどう対策していくのかといひるところも、やはり議論をしていかなければなひないと思ひますし、何らかの行政としての対応をしていかざるを得なひ部分といひるのはあるんじゃないのかなと。これが果たして、金融庁、あるいは各自治体なのか、それとも警察なのかといひるところも、これまた難しい問題もあると思ひますが、この辺は新法完全施行までのタイムラグの中でやっていかざる

を得ない問題ではないかなと思います。

○吉野座長 この点に関して、市川室長、お願いします。

○市川金融会社室長 ご指摘の東京都登録1号業者の問題というのは、12年の出資法上限金利の引下げの時に、むしろヤミ金や、いわゆる都1業者の暗躍を許しているのではないかということが指摘されたわけですが、15年のヤミ金法改正の時に、無登録のヤミ金を退治するだけでなく、東京都の方の取り締まり、都1業者に対する監督の強化、例えば一発でレッドカード、登録取消しにするというようなことを取り組みいただいて、大分この都1業者の新規登録数というのは減ってきたところであります。

ただ、ご指摘のとおり制度改正を踏まえてまともな業者が与信を絞るということになりますと、またこういう悪質登録業者、ヤミ金業者、それから物品の売買を化体した、この間も出ておりましたがレンタル時計屋というような、そういう色々な反法的業者というのは増えてき得るかと思えます。

都1業者につきましては、基本的には登録業者でございますので、これまでの数年間のご経験を踏まえて、東京都において基本的に排除に相努めていただきたいということでございますし、それから、レンタル時計屋とかあるいはクレジットカード物販枠の現金化といったような、必ずしも単純に貸金業規制法を適用できない形態、なかなか巧妙な形態というものにつきましては、警察当局中心に関連省庁で知恵を絞りながら対処していかざるを得ないかなと考えております。

○吉野座長 では野村委員、どうぞ。

○野村委員 すみません、何度も発言の機会をいただきまして。

私はちょっと、この3-2のペーパーの中で、大きな柱を立てていただいた方がいいんじゃないかなと思っている問題が一つありまして、その他のところ、一番最後の方に言及されているんですけども、今まさに須田委員の方からもご指摘がありましたように、今のいわゆる正規の消費者金融業者は貸さなくなってきました。それから、今一時的にグレーゾーン商売と言うんでしょうか、そういうものをやっておられる方も施行後についてはそれが違法になってくる可能性があります。ヤミ金を徹底的に取り締まるということになると、一番危険なのは自殺をされる方がふえるんじゃないかということだと思います。そのときに、金融庁のこの施策によって、自分は本当は借りられたはずなんだと、かつてのルールであれば自分は借りることができて、それですと借り続けていったにもかかわらず、こういうようなことになって自分もう行き場所がなくなったというようなことが、何かのメッセージとして送られて、それが一

つは連鎖を生んで、いわば金融庁に八つ当たりのような形で、あるいはこの施策に対する一つの八つ当たりのような形でこの世を去っていかれるという方が出てきたときに、この国でやっていること自体に対して社会がどういうふうに評価されるのかということが、私は橋本先生が先ほどおっしゃられた、根本のところにもまた立ち返って、本当にこのルール of 改正は良かったのかという、そういう問題に戻ってきてしまうという可能性もあるような気がするんです。

そういう点では、この施策の中でやはり自殺対策ということ、何らかの形で日本の中の大きな問題の一つとして取り上げておいていただいて、そこを補足しておいていただかないと、大きな社会問題になるのではないかなと思いますので、是非そのあたりのところの対策を一つの柱にさせていただきたいなと思います。

○吉野座長 今のご発言の中で、以前であれば借りられた方も本当はそこで借り続ければ、結局は多重債務に陥ってしまう方でありますから、それを引き下げようということになったんだと思いますけれども、おっしゃいますようにそういう方が自殺に行かないようにカウンセリング体制とか、その他色々なところで、地元でも相談できる体制をしっかりと作ることが、是非必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 カウンセリング体制の充実、このペーパーの2を拝見して補足的な意見を申し上げます。

ここでは自治体の役割の重要性というのを非常に書き込んでいただいている、私もまさにそのとおりだと思います。ただ、一つだけ注意しなければいけないのが、6つ目の意見のところ、とりあえず市役所・町村役場に行くことになる、というような書きぶりで、行政が小さくなっていく云々というご意見があるんですが、こういう側面もあるのも確かですけれども、多重債務者の場合には身近な家族とか、地域とか、プライバシーに差し障りがあるところで相談するのをかなり避ける傾向もある点に配慮していただきたい。相談の段階というのは、かなり広域的に対処せざるを得ないところがあるのではないかと思います。消費生活相談の現場を取材していてもよく出る話ですが、自分の住んでいる町ではなくて隣町に行くとか、あるいは東京の場合千葉都民とか埼玉都民とかいらっしゃるわけで、地元じゃないところで相談していらっしゃるケースも多い。相談の入り口の部分は少し広域的に、そして専門性高く、安心して相談できるということがまず必要だと思っています。そこで安心、信頼感が得られて、移送というのもしょっとおかしいんですけれども、具体的な債務整理であるとか、生活再建の支援であれば当然ながら身近なところ、近いところできめ細かくやっていただくのが必要でしょう。

その時には既に家族とか職場とか色々な理解が得られていなくてはならない。そうした点から、地域というものを私は2つに分けて考える必要があると思っています。

ただ、身近なところでも当然ながら福祉等が連携することで、自分から相談に行かない人を早期に発見して救済していく機能は必要ですので、その辺を少し整理してみたらどうかと思います。この点に関しては、各省庁さんいらしている中で、やはり総務省の役割が非常に大きいですし、内閣府の国民生活局の役割も消費生活センターとの絡みで大変重要ですので、是非連携していただきたい。

金融庁と総務省との連携ということで、今日いただきました資料3-3のこの自治体の取組みに関する調査というのは、大変きめ細かくできていて、これが上がってくると色々なヒントがあるのだろーと思います。特に、今申し上げた意見の関連で言えば、3ページの9、10の質問のところ、他市町村の住民の多重債務問題に関する相談を受け付けていますかという質問があるわけですが、これは重要です。例えば図書館では地域住民しか利用はだめよというところと、どなたでもウエルカムというところが、市区町村あるいは都道府県レベルであるわけです。多重債務相談は、相談しやすいところに行けるようにしなければいけないので、排他的にしないでいただきたいと思っています。

以上はカウンセリングについてですが、もう一つは金融経済教育についてです。ここに対しても、もちろん総務省も重要な役割をしてくださると思いますが、ここはまさに内閣府の国民生活局と文科省がどういうふうに連携できるのかと。ここにかかっている気がいたします。消費者基本計画の中に消費者教育は入っているわけですから、各省庁、きちんとやっていただきたいと思いますが、色々ご意見を伺っている中では、文科省には消費者行政の窓口がなくて、本来学校の学習指導要領の改訂で対応しなければいけないところが、省庁の縦割りのためにその部署に適切に連絡が行かない問題もあるようです。その辺も是非細かく連携してご対応いただきたいと思っています。

以上です。

○吉野座長 内閣府の方、お願いします。

○井内内閣府国民生活局消費者企画課長 今、高橋委員ご指摘のように、やはり内閣府が消費者教育を束ねていくということが必要ですし、金融経済教育と消費者教育というのは重なっているところが非常に多いわけですので、それはしっかりと連携してやっていくというように考えております。

それで、先ほどご紹介がありましたけれども、内閣府でも消費者教育については体系化を図

っております。体系シートを作っておりますけれども、その中で契約とか取引、これにつきましては幼児期から成人期、高齢期含めて、まさにこの金融経済教育に匹敵する、全く重なっているところで位置づけておりますので、それを強力に推進することによって連携できるのではないかと考えております。重要な指摘いただきまして、ありがとうございます。

○吉野座長　じゃ野村委員、どうぞ。

○野村委員　今日はもうこれで発言を終わらせていただきたいと思うんですけども、ちょっと先ほど私が申し上げたことをカウンセリングの問題に取り込んでしまわれますと、私の趣旨がちょっと通っていなかったものですからもう一言だけ申し上げさせていただきますと、自殺対策というのが別途あるんです。国を挙げてやらなければいけない問題として自殺対策というのがありまして、具体的に言いますと、自殺の名所と言われているところで人がちょっと一周パトロールするだけでも随分と違くと、件数が違っているという実態があるわけなんです。そこを、例えばお土産屋さんの人が、自分のところのこの観光地が自殺の名所と言われるのが嫌だということで、みんなでチームを組んで回って歩いてだけで自殺がぐんと減ったという場所もあるわけなんです。

今、ある程度施策でバイアスをかければどこかにひずみが出てくるわけですから、そのひずみの出てくる場所というのをちゃんと見て、何かをこの施策の中で具体的にやれということではありませんが、他の施策との組み合わせの中で自殺対策という問題ともちゃんとリンクした形で、もう少しそのところにも補強するというような、オールジャパンでの取り扱いというのをしなければ、ここでバイアスをかけたものがそこにはみ出ていってしまうということ、これはもうちょっと危機的認識を持った方がいいんじゃないかなと考えています。すみません。

○吉野座長　どうもありがとうございます。

では池尾先生、どうぞ。

○池尾委員　自殺対策を強化することに異論があるわけじゃないんですが、その前提となっているロジックがちょっと私には十分に納得いかないところがあるんで、少し発言したいと思いますが、消費者金融から借り入れる資金について資金の用途というのを考えたときに、大きく2つに分けられると思うんです。1つは自分自身が使う目的での借入れということ。そういう部分と、もう一つ忘れてはならないのは、消費者金融に返済するために借り入れている部分がかかなり大きな割合を占めているわけです。むしろ最大の項目は、返すために借り入れているということなわけです。

だから、このように大きく2つに分けたときに、前者の、本源的な借入れというんですが、

自分自身の支出の必要性から借り入れるという部分が困難化する可能性が本当にあるのかどうかということと、それから、返済のために借り入れている資金が借り入れにくくなるということとをどう考えるのかという問題があるわけです。生活に困っていて、今日ある種の資金が得られないと非常に行き詰ってしまう、生活上の困難が浮き出たときに、借入れができないということで困難が発生するということはあるんですが、そういう問題と、それから返済のための資金が借り入れられなくなった時にどういう問題が起きるかというのは、結局既存の借入れに関する取立てがどの程度の苛烈さで行われているかとか、そういうことにすごく依存するわけです。

だから、そういうことがあるから、私前々回ですか、1回目にその趣旨のことを質問したんですけれども、もし苛烈な取立てとかがない状況が実現されていたら、消費者金融というものは本来無保証無担保なんだから、借りる以外に返済できなくなったらそこでもう終わりなわけですよ。ストップですよ、それは。ストップにならないという状況で追い詰められれば自殺者が増えるかもしれないですけれども、それは、だから借入れを容易化すれば問題が起きなかったのに、借入れを難しくしたから問題が発生したというようなロジックはちょっと転倒しているような気がどうしてもするんです。

だから、消費者金融からの借入れの対象が、実は返済のための資金になっているという状況をどう捉えるかということ、やはりちょっと考えていただきたいと思いますけれども。

○野村委員 よろしいですか。

○吉野座長 あまり議論しても、ここは……。

○野村委員 あまり議論してもしようがないとは思いますが、私どもは合理的に行動する人が全てであればそういうロジックになると思うんですけれども、例えば借金を返すために、返さずに自己破産するという選択と、自分の命を絶って、破産という不名誉なものを家族に負わせたくないという、そういうレベルの比較で行動している人もたくさんいるということなんです。要するに自己破産してしまえば、そこでデフォルトを起こして業者の方に迷惑をかけて自分はもうすっきりというふうを考える人もいますけれども、むしろそこで不名誉と考えて死の道を選ぶ人もいますし、また、依然として、過去のものに関して言えば生命保険をかけていますので、そうしますと生命保険で返して、子供の代までには影響を及ぼさないようにしようというように考える人がいる、ごく普通に、リアルにそう考えてしまう人がいるということを前提にしているだけです。

○吉野座長 池尾先生のように、やはり企業と個人の借入れというのは全然違った面があると

いうところが根本にはあるというのは、そのとおりだと思いますから、何らかの形でどこかに、少し入れておいていただいてもいいと思います。

宇都宮委員、どうぞ。

○宇都宮委員 多重債務問題、基本的に池尾先生が言われたような返済のための借入れというのは多重債務者の特徴ですし、その数自体が全情連の報告では二百数十万人ということですから、この対策をきちっとやるためにどうするかというのは、相当ここでも検討する必要があると思います。

3年後に金利が下がって過剰貸付の規制ができた後は、私としてはこれまでの経験から相当多重債務者の発生は抑制されると思っております。ところが、現在存在する多重債務者に対して、場合によれば返済資金を借りられない、あるいは貸しはがしが起こる可能性がありますので、その点の対策をですね。その関係で言えば、色々な、我々が110番をやったり弁護士会で取り組むんですけれども、やはり二百数十万人のうちの2割以下ぐらいしか相談窓口にアクセスできていない。その8割をどうして顕在化させるかという工夫がかなり必要だろうと思っています。これは様々な取組みとか、あるいは広報をどのように徹底するかということです。その辺を詰めていかなければいけないのではないかと考えています。

それから、もう一つ野村委員が言われた自殺対策ですけれども、これは昨年の通常国会で自殺対策基本法というものができて、これはどこが主管庁になっているかわかりませんが、各自治体でも自殺対策に取り組むようにということで進められているのではないかと思いますし、その絡みで私どもも、自殺3万2,000人ぐらいのうちの8,000人近くが経済生活苦の自殺ですから、多重債務問題に取り組んでいる弁護士とか司法書士とか被害者の会も、自殺対策の一環として色々な検討会に追われたりしているんです。その辺の動きと関連づけて、同じ国がやっているわけですから、取り組む必要があると思うんです。その辺の自殺対策については、今どういうふうになっているのか、どこの省庁でしょう。

○吉野座長 内閣府でしょうか。

○井内内閣府国民生活局消費者企画課長 今、詳しい資料がないですけれども、今お話聞いて、もちろん、両委員ありましたけれども、やはりどういう原因であるか、経済的な要因、この多重債務も含めて、あるいは健康での問題もありますけれども、全て含めて、一つの重要な要因ですけれども、自殺そのものを抑制していくことが大事なので、それにつきましてその個々の要因のところを抑えるというのと、あとはやはり結果が自殺とならないような対策をしっかりと進めていくということがまず必要じゃないかと思っています。

それで、詳しい動きにつきましては、ちょっとここで私の方からは説明できないのですが、そのように考えていくのではないかと思います。

○吉野座長 橘木先生、どうぞ。

○橘木委員 簡単な質問ですが、これは吉野さんとか池尾さん、翁さんにお聞きしたいんですが、ここ数年、日本は異常な低金利時代でしたよね。日銀が政策金利を上げまして、今後金利は上がっていく方向になりますよね。そうすると、消費者金融の金利といわゆる普通の住宅ローンだとか預金金利とはどういう関係で動いてきたんですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

○吉野座長 消費者金融の金利は、もともと100何%というところから40何%下がって29.2と。それで、規制金利、それに対して住宅ローンの方は一応マーケットの金利ですけれども、あれは銀行法の上限金利がありますから。

○橘木委員 でも、昔日本は規制金利だったじゃないですか。大昔からとは言わぬまでも、20年ぐらいまではね。

○吉野座長 それでも実行金利というので色々変えることによって、マーケットの中にもある程度回っていたわけですね。

○橘木委員 そうすると連関はないんですか、消費者金融と。

○吉野座長 いや、それはコストが上がれば消費者金融の金利も全般的には上がりますので、それはファイナンスカンパニーの方々が金融機関から借り入れていますから、そういう意味では上がります。ただし、キャップのところのつけ方がいわゆるグレーゾーンというところで、20%、29%、違ったと。

じゃ本多委員、どうぞ。

○本多委員 大変重要な議論をしていただいておりますけれども、私は東京で太陽の会という被害者の会で相談を受けています。今年の1月7日に青木ヶ原の樹海に入って自殺を図ったという人の相談を受けました。もう一人、1月29日ですが、ご主人が自宅で自殺されたという方の相談もお受けしています。そういう点では、本当に自殺対策を進めるというのは大至急というか、この問題への取組み、本当に急いで取り組んでいただきたいと思っています。

私たち被害者の会では、1月20日に、借金の解決は必ずできます、これは第2回の会合のときの提出資料の中に入っているんですが、自殺を思いとどまってもらうための看板ということで、青木ヶ原に7本立ててきまして、また3月にもさらに補充していこうと考えています。それから、もう一つは3月3日なんですが、借金で死なないで生きてほしいという意味で、クレサラ自死をなくす会というものも作って、広く呼びかけていきたいと思っています。

問題なのは、現在でも本当に知らないんですね、利息制限法を超えて払う必要がないんだということを知らない人が多い。さっきの自殺を図った方もそうなんですが、取引経過を見ると実は過払いになっていた。だから死なないで済む、自殺を図る必要までもなかったんです。そのことを、やはり僕は是非広報で広く知らせていただきたい。実際に、多分過払い金になっている人は500万人を超えていると思います。ですからこの過払い金を取り戻して、きっちり生活を立て直していこうということ、それで利息制限法を超えて払う必要はないんだということ、やはり多くの人に、知らない人が多いわけですから、是非広報で知らせていっていただきたいと思っています。

もう一つ関係しますのは、今日実は資料として、資料3-5で出しているんですが、これはヤミ金融対策マニュアルです。これは被害者の会として作っているものです。ヤミ金に対しては全件被害届を出す、告訴する、それからヤミ金の銀行口座も凍結する、それからヤミ金が使っている携帯電話も凍結する。こういう方向で取り組んで、ヤミ金被害の撲滅のために運動をしているわけです。

これは一つのマニュアルでやっているんですが、こういうマニュアルを警察庁やあるいは総務省でも、あるいは金融庁、どこになるかわかりませんが、是非その辺のマニュアルを作って、相談に来た場合には適切に対応してもらおうようにしていただきたい。これはヤミ金対策ですけども、あとサラ金対応のマニュアルと、それからクレジットの対応マニュアルと、それぞれ被害者の会では別途、今作っているところです。ひとつ検討していただきたいと思っています。

○吉野座長 ありがとうございます。

じゃ山出委員、どうぞ。

○山出委員 今のお話とも関わりますけれども、今度は利息制限法と出資法、ここで金利の体系について一つの整理が行われたということ。このことがより大きい支援を進めたと僕は理解しますが、しかし、多重債務問題の根本的な解決のためには、まだまだ法律を触らなければいけない部分がたくさんありますよと、このことをちょっと申し上げておきたいと思っています。債務整理に関わる色々な法律があるんだから、これを一つ直してほしい。それから、冒頭に特別法を作ってくださいでもいいということを申し上げましたけれども、具体的にも整理に関わる色々な法律を整理してほしい。例えて申し上げますと、取引履歴、これを開示しない人もいるはずであります。ここに色々な事情が起きてくる、事件が起きてくるわけでございますので、債務整理に入った者への貸金業者の協力義務ですね。こういうものを法律上明記しておく。こういうことも大事になるのではなからうかなと。もしも開示義務違反という事実があっ

たらそれに対する制裁を課すとか、あるいは行政処分を実施するとか、そういうことを法律にちゃんと書くと。こういうことも大事なことではなかろうかと思っていまして、そういう意味で私は政府にお願いしなければならないことはたくさんある。自治体も頑張りますけれども、しかし、政府に措置をしていただきたいこともたくさんあるということをお願いしておきたいと思ひますし、同時に、こういうことについてはやはり、今日境先生、本多先生もお見えですけども、司法書士の先生方とか弁護士の先生方の実践的なご意見もよく聞いてほしい。こう申し上げておきたいと思ひます。

○吉野座長 どうもありがとうございます。

ほぼ時間となりましたので、今日のご議論も返済のための借り入れ、それから過払い金のお話、それから8割の方々が顕在化できない、こういう問題を含めて、次回どういう形でこれを進めていくかというのを、一たん金融庁の方々と一緒に考えて、たたき台を作らせていただきたいと思ひます。

それでは、次回の予定につきまして大森参事官、お願いいたします。

○大森信用制度参事官 その前に一言だけ、取引履歴の開示につきましては、一昨年7月の最高裁判決におきまして、貸金業者は応じる信義則があるということでございましたので、新法におきまして取引履歴の開示義務について規定をしているところでございます。

次回、第4回会合は、最も多くの方が集まれるということで、毎回ちょっと開催のリズムが悪くて恐縮なんですけれども、来週3月2日金曜日の午後3時から5時に開催する予定でございます。行動計画に向けたさらなる具体的な議論ができますように、座長とご相談の上、詳細については改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○吉野座長 今日は活発なご議論どうもありがとうございました。

これもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。